

「就学援助」制度のご案内

対象の保護者の方に **学校給食費** や **医療費** を支援 します

1 手続

対象者のみ **毎年度、学校に申請手続が必要** となります申請を希望される方は、まずは **学校へ相談してください**

2 対象者

〈 令和5年度 又は 令和6年度 に保護者が次のいずれかに該当する 〉

- 生活保護を受けている又は保護を停止されている
- 児童扶養手当を受給している
- 障害又はひとり親により市町村民税均等割が非課税
- 経済的に困っている

➢ 対象となる世帯年収の目安

2人世帯 (母・中学生)	3人世帯 (母・中学生・高校生)	4人世帯 (父・母・中学生・高校生)
430万円	490万円	510万円

※ 家族の人数や構成、社会保険料等の負担状況等により、世帯収入が上記目安を下回る場合でも決定できない場合があります

- その他特別な事情がある（学校にご相談ください）

3 就学援助の内容

種 類	援 助 額
学校給食費 ※1	実費額（年間上限額：62,000円）※2
医 療 費	学校の指示により特定の疾病（虫歯や中耳炎など）の治療を受ける場合の治療費

※1 生活保護を受けている場合は、生活保護（教育扶助）において学校給食費が支援されますので、福祉事務所等のケースワーカーに相談してください

※2 上限額は変更となる場合があります

ご不明な点がございましたら、遠慮なく生徒が在籍する中学校 又は 次へ お問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちょうせいがかり 企画調整係

電話 082-513-4886

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp上記のほか **学用品費** や **修学旅行費** などの援助が必要な方は
お住いの地域の市町教育委員会に相談してください

（支援内容や対象者は市町ごとに異なります）